

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

田尻町は、住民基本台帳に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねない事を認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

住民基本台帳に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

## 評価実施機関名

田尻町長

## 公表日

令和6年3月29日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	住民基本台帳に関する事務
②事務の概要	住民基本台帳は、住民基本台帳法に基づき、作成されるものであり、住民の居所を公証するため、氏名、生年月日、性別、住所などを記載し、住民の居住関係を正確に把握し、記録するもので、住民に関する事務処理の基礎となるものである。番号法では、この住民票に個人番号を記載する。
③システムの名称	住民記録システム(既存住基システム)、住民基本台帳ネットワークシステム、統合宛名システム、中間サーバー・ソフトウェア、クラウド型バックアップセンター
2. 特定個人情報ファイル名	
住民基本台帳ファイル、本人確認情報ファイル、送付先情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第7条(指定及び通知) ・第16条(本人確認の措置) ・第17条(個人番号カードの交付等) 2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) ※番号法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)施行時点 ・第5条(住民基本台帳の備付け) ・第6条(住民基本台帳の作成) ・第7条(住民票の記載事項) ・第8条(住民票の記載等) ・第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付) ・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例) ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び情報提供者が市町村長となる住民票関係情報各号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	住民部住民課
②所属長の役職名	住民課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	住民部住民課 大阪府泉南郡田尻町嘉祥寺375番地1 電話072-466-5004
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	住民部住民課 大阪府泉南郡田尻町嘉祥寺375番地1 電話072-466-5004

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年2月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年2月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

<b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
<b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>3. 特定個人情報の使用</b>		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 監査</b>		
実施の有無	[ <input checked="" type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年5月8日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	住民基本台帳ファイル	住民基本台帳ファイル、本人確認情報ファイル、送付先情報ファイル	事後	
平成27年5月8日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	住民課長 今井 康博	住民課長 澤谷和広	事後	
平成29年12月25日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	住民課長 澤谷和広	住民課長 伊賀竜太	事後	
令和1年6月18日	新様式へ変更				
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号及び情報提供者が市町村長となる住民票関係情報各号	番号法第19条第8号及び情報提供者が市町村長となる住民票関係情報各号	事後	デジタル社会の形成を図るための関係法令の整備に関する法律(令和3年法律第37号)の公布にともなう変更
令和4年10月24日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	住民記録システム(既存住基システム)、住民基本台帳ネットワークシステム、統合宛名システム、中間サーバー・ソフトウェア	住民記録システム(既存住基システム)、住民基本台帳ネットワークシステム、統合宛名システム、中間サーバー・ソフトウェア、クラウド型バックアップセンター	事後	コンビニ交付開始に伴う変更
令和4年10月24日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年9月1日時点	令和4年9月1日時点	事後	コンビニ交付開始に伴う変更
令和4年10月24日	II しきい値判断項目 1. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年9月1日時点	令和4年9月1日時点	事後	コンビニ交付開始に伴う変更
令和6年2月21日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年9月1日時点	令和6年2月1日時点	事後	
令和6年2月21日	II しきい値判断項目 1. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年9月1日時点	令和6年2月1日時点	事後	